

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 令和5年12月4日(月)

午前9時から

場 所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 議案第70号 令和5年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算
(第1回)について (国保)
- 2 議案第72号 令和5年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1回)について (国保)
- 3 議案第71号 令和5年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算(第2
回)について (高齢)
- 4 議案第84号 山陽小野田市ケアセンターさんようの指定管理者の指定の
一部変更について (高齢)
- 5 議案第81号 山陽小野田市ケアセンターさんよう条例を廃止する条例の
制定について (高齢)
- 6 議案第80号 山陽小野田市犯罪被害者等支援条例の制定について
(生安)
- 7 議案第88号 山陽小野田市斎場の指定管理者の指定について (環境)

※1 審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うこともあります。

※2 審査は議案ごとに職員を入れ替えながら行います。

※3 審査内容7の審査は、4日午後から行います。

- ・ 議案第 8 4 号 山陽小野田市ケアセンターさんようの指定管理者の指定の一部変更について
- ・ 議案第 8 1 号 山陽小野田市ケアセンターさんよう条例を廃止する条例の制定について

ケアセンターさんようは、旧山陽町時代に「山陽町新型ケアハウス整備事業」として介護保険サービスの特定施設入居者生活介護（ケアハウス）、デイサービス施設、地域交流スペース等で構成される複合施設を整備する PFI 事業で整備され、平成 1 8 年 4 月から医療法人社団光荣会（以下「光荣会」という。）が運営及び維持管理業務を行っている。

光荣会が、令和 7 年 3 月 3 1 日まで施設の管理を行う予定だったが、当該法人から指定管理継続が困難である旨の申出があったことから、令和 5 年 1 2 月 3 1 日をもって指定管理を終了することとし、併せて当該施設を廃止するもの。

1 施設の概要

名 称	ケアセンターさんよう
場 所	山陽小野田市大字埴生 2 1 5 6 - 1
事 業	介護保険法に規定する特定施設入所者生活介護 介護保険法に規定する通所介護 さんよう地域交流センターの運営 ケアセンターさんようの施設及び設備の維持管理
指定管理期間	平成 1 8 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日
指定管理者	光荣会

2 経緯の概略

令和 3 年 1 2 月に理事長が急逝したことにより、令和 4 年 3 月に光荣会から「指定管理契約を終了させ医療法人を解散したいと考えている」との意向が示

され、光栄会と高齢福祉課で協議を重ねてきていた。

医療法人の合併なども提案しながら、契約期間満了までの指定管理を依頼してきたが、令和4年8月に事務長が急逝したこともあり、令和5年3月に光栄会側から「吸収合併も検討したが条件面などが折り合わず困難と判断し断念した。違約金が発生しても構わないので早く解約したい」という意向が示され、令和5年12月31日を契約解除日とする予定で協議を開始。その後、令和5年4月1日付で「旧 山陽町新型ケアハウス整備事業契約 中途解約許可申請書」が提出された。その後も様々な協議を重ねてきたが、令和5年9月2日をもって、当時の入居者全員の転居などが完了できたことにより、令和5年12月31日に契約を解除し同日をもって指定管理を終了するよう、山陽小野田市ケアセンターさんよりの指定管理者の指定期間を変更するもの。

併せて、当該施設を廃止するもの。

3 今後の方針について

特定施設入居者生活介護の施設を実施していただく条件で売却を検討している。

4 その他

補正予算の内容

【歳入】

・ケアセンターさんよう指定管理期間変更に伴う使用料の減額

○14款1項2目 民生使用料

ケアセンターさんよう使用料 △4,236千円

(使用料月額) 1,412,000円×3月=4,236,000円

・事業契約中途解約に係る違約金

○21款4項3目 民生費雑入 雑入金 79,494千円

①山陽町新型ケアハウス整備事業契約書第44条第3項に規定する違約金

(施設等の譲渡金額(購入額)の10%)

$$625,500,000 \text{ 円} \times 10\% = 62,550,000 \text{ 円}$$

②山陽町新型ケアハウス賃貸借契約書第3条第3項に規定する違約金(賃借料の12月)

$$1,412,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = 16,944,000 \text{ 円}$$

【歳出】

・ケアセンターさんよう指定管理期間変更に伴う指定管理料の減額

○3款1項3目 委託料

ケアセンターさんよう指定管理者委託料 △853千円

$$3,415,238 \text{ 円} \times 3/12 = 853,809 \text{ 円}$$

平成18年(2006年)3月29日

9時～

第二委員会室

民生福祉常任委員会審査日程

〈付議事項〉

1. 議案第63号 山陽小野田市ケアセンターさんよう条例の制定について
2. 議案第64号 山陽小野田市ケアセンターさんようの指定管理者の指定について
3. 議案第65号 損害賠償の額を定めることについて
4. 議案第66号 平成17年度山陽小野田市一般会計補正予算(第9回)について

P F I 事 業 費 用 の 状 況 表

当初

単位:千円

施設名	費用	国・県補助金	市 債			一般財源
			通常債	きらめき		
ケアハウス	447,687	218,920	176,600	42,600	0	9,567
デイサービス	155,345	26,552	125,400	0	0	3,393
地域交流スペース	53,743	22,147	24,400	6,300	0	896
合計	656,775	267,619	326,400	48,900	0	13,856

最終見込み

単位:千円

施設名	費用	国・県補助金	市 債			一般財源
			通常債	合併特例債	公共財対債	
ケアハウス	446,471	128,250		302,300	15,900	21
デイサービス	151,276		151,200			76
地域交流スペース	59,028	7,500		48,900	2,600	28
合計	656,775	135,750	151,200	351,200	18,500	125

PFI事業の現状

PFI事業の財源内訳及び実質一般財源

		当初計画	最終見込
事業費		656,775,000	656,775,000
国交付金		178,413,000	7,500,000
県交付金		89,206,000	128,250,000
地方債	通常債	326,400,000	151,200,000
	合併特例債		351,200,000
	きらめき支援資金	48,900,000	
	公共財対		18,500,000
	計	375,300,000	520,900,000
一般財源	B	13,856,000	125,000
地方債利子	C	69,066,235	87,718,882
家賃	D	330,408,000	330,408,000
特例債等交付税算入	E		294,134,027
実質市負担額	A+B+C-D-E	127,814,235	△ 15,798,145

○当初計画の地方債利子
 通常債(政府資金)は3年据置15年償還 利率1.8%
 きらめき支援資金は3年据置15年償還 利率1.634%

○最終見込の地方債利子
 通常債(政府資金)は3年据置20年償還 利率1.7%
 合併特例債は3年据置15年償還 利率1.634%
 公共財対は3年据置20年償還 利率 1.7%

*家賃減収G
 1,412,000円×6ヶ月=8,472,000円
 423,600円×最大12ヶ月=5,083,200円

支払遅延金H 3,109,300円

F+G+H 866,355